

令和8年度 大阪南消防組合自動販売機設置事業者募集要項

大阪南消防組合（以下「当消防組合」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、本募集要項を熟読の上、お申し込みください。

1 公募物件

(1) 清涼飲料水 別添1「公募物件一覧（物件番号1-清涼飲料水）」を参照

(2) 食品 別添1「公募物件一覧（物件番号2-食品）」を参照

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのため扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募の前に必ず設置場所を確認して下さい。また、設置場所の確認を行う場合、当消防組合の承諾を得て行ってください。

※ 確認を行った上の応募とみなしますので、応募後の提示金額の変更はできません。

※ 設置場所サイズには、使用済み容器等の回収ボックスは含みません。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人、個人又は公共的団体に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 申込みの日から過去3年間において、自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る)の実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当しないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 申込受付期間中、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村の入札参加有資格業者指名停止要綱等に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

3 公募条件等

(1) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置・撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

当消防組合が使用者の必要性や使用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、当初設定した公募条件等を変更しないことを前提として、当初許可から5年を限度に引き続き使用を許可します。ただし、当消防組合の事情等により契約期間中でも契約を解除する場合があります。その

場合残存期間についての損害等の補償はしないものとします。なお、継続して使用許可を受けることを希望しない場合（使用許可期間満了と同時に機器を撤去する場合は、許可期間満了の3か月前までに申し出てください。

イ 使用料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料（消費税及び地方消費税含まない）とします。使用料は当消防組合が発行する請求書により納付期限までに全額納入して下さい。

なお、請求金額については、屋内設置物件は消費税及び地方消費税額（10%）を加算した額とし、屋外設置物件は消費税及び地方消費税の加算なしとします。

ウ 経費の負担

自動販売機に掛かる電気料金は、設置事業者の負担とします。なお、設置事業者において電気子メーターを設置して下さい。電気料金の請求額については、当消防組合が設定した次の算定方法に基づき算出します。ただし設置期間が1年に満たない場合はその期間の額とします。

<電気料金算定方法>

当該期間の電気使用量（メーター数値）× 当該期間の電気料金単価

* 契約年度4月から翌年度2月分における平均単価（消費税及び地方消費税額を含む）

エ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電気工事・電気子メーター設置費を含む）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(2) 設置条件

自動販売機は物件番号の設置位置図に示した場所に設置すること。公募物件に示した設置場所サイズを超えないものとし、転倒防止等の安全対策も併せて行うこと。

(3) 機器仕様

ア マルチマネー対応機器

現金だけでなく、複数の電子マネーやスマートフォンアプリが利用できる機器とすること。

イ 環境対策

消費電力量の低減に資する技術等を導入した、省エネルギー型の機種とすること。

ウ 販売価格

希望小売価格（消費税額及び地方消費税額を含む）の20円以上引きとすること。（食品は除く）

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守して下さい。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納入すること。

イ 使用期間中に、2 応募資格要件（3）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売機の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、当消防組合の指示に従うこと。

オ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶及びペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール飲料などの酒類をイメージする飲料の販売は行わないこと。また、希望小売価格を上回る価格で販売しないこと。

カ 食品の自動販売機は、食品に対応した汎用のものを用いること。また、品目は軽食（カップ麺、おむすび、サンドイッチ、菓子パン、菓子、栄養補助食品及びこれらに類する食品等）とする。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守して下さい。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス又はゴミ箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、(2) 設置条件のとおりとし、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに設置前の状態に原状回復すること。なお、原状回復に掛かる費用は設置事業者の負担とします。

4 参考データ

別添 2 既設自動販売機の売上実績を参照

5 応募申込手続き

(1) 受付方法

郵送にて配達記録が残る方法（簡易書留又は一般書留）で送付して下さい。なお、**窓口での受付は行いません。**

(2) 受付期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

※締切日に発送したものは、有効とします。

(3) 送付先

申請書類は、下記住所に送付してください。

〒583-0015

藤井寺市青山3丁目613番地の8

大阪南消防局 総務部総務課 財政係宛

「自動販売機 応募申込書 在中」

(4) 申込に必要な書類

複数の物件を申し込む場合は、応募物件ごとに必要

ア 応募申込書 1物件に1部

※応募物件ごとに定型封筒(長形3号)に入れ封すること。

イ 誓約書 1部

ウ 法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写し(発行日から3か月以内のもの) 1部

エ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し(公共的団体等は不要) 1部

オ その他

〈法人〉会社概要、直近の貸借対照表、損益計算書

〈個人〉創業日・事業内容・実績等がわかるもの、直近分の所得税確定申告書の写し

〈公共的団体等〉団体の規約、役員名簿、直近の収支計算書・実績等がわかるもの

(5) 書類の提出について

応募申込書を定型封筒(長形3号)に入れ封をし、その封筒の表面に公募物件番号と事業者名を油性ボールペン等(容易に消去可能な筆記具は不可)で記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、郵送により提出して下さい。

※複数の公募物件に申し込む場合は、「ア 応募申込書」は1物件ごとに封筒を分けて下さい。

(6) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 応募にかかる質問

(1) 質問受付期間

令和8年2月20日(金) 15時00分まで

※電子メール(zaisei@om119.jp)のみの受付とし、郵送・電話・FAXによる受付は行いません。

※質問は、指定の「質疑事項書」に法人名及び担当者名、メールアドレス、物件番号を明記してください。なお、明記がない場合はお答えできません。

(2) 質問回答期限

質問の回答については、令和8年2月27日(金) 17時00分までとします。

(3) 回答方法

ホームページ上にて回答を行います。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。応募申込書を開封し、公募物件に対し、最高価格で応募申込みを行った者を設置事業者として決定します。

なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当消防組合職員立会いのもと、くじにより決定します。また、最高価格提案者が業務の遂行が困難であることが判明した場合や、提案書の内容について実現できないと明確に判明した場合は、次点の価格提案者と交渉することがあります。

(2) 公開選定

ア 日 時 令和8年3月11日(水) 14時00分

イ 場 所 大阪南消防局 3階 作戦室

ウ 注意事項 公開選定の立会いは応募者のみとします。事前申込みの必要はありませんが、1者当たり2名までとさせていただきます。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名（法人・団体名）を通知するとともに、当消防組合ホームページに決定金額及び設置業者名を掲載します。

(4) 公募の中止等

不正な公募が行われるおそれがあると認められるとき又は、災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

8 使用許可の申請の手続き

設置事業者に決定した者は、物件ごとに下記提出書類を令和8年3月18日（水）までに提出して下さい。

(1) 提出書類

ア 行政財産使用許可申請書

イ 設置場所の図面

ウ 設置する自動販売機のカタログ（寸法・消費電力のわかるもの。）

エ 設置場所別の使用料内訳明細書（様式等の指定はありません。）

(2) 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

イ 設置事業者が「2応募資格要件」を満たしていないことが判明した場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。その他本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同施行令、大阪南消防組合財務規則その他関係法令に定めるところによります。

10 問い合わせ

大阪南消防局 総務部総務課 財政係

電話 072-958-9903（直通）

FAX 072-958-9900

9時00分から17時00分まで（土日祝日除く）

○公募物件一覧表

別添1

物件番号	設置場所	勤務職員数(概数)	所在地	台数	設置場所サイズ	備考
1 (清涼飲料水)	大阪南消防組合 [N] 河内長野消防署 2階ホール	62人	河内長野市小山田町1663番地の3	1台	幅 150cm × 奥行 100cm 以内	
	大阪南消防組合 [O] 河内長野消防署 3階食堂	62人	河内長野市小山田町1663番地の3	1台	幅 150cm × 奥行 90cm 以内	
	大阪南消防組合 [P] 千代田出張所 庁舎前	20人	河内長野市木戸1丁目23番5号	1台	幅 150cm × 奥行 100cm 以内	屋外
	大阪南消防組合 [Q] 南花台出張所 庁舎裏	20人	河内長野市南花台8丁目4番3号	1台	幅 150cm × 奥行 100cm 以内	屋外
2 (食品)	大阪南消防組合 [a] 柏羽藤消防署 2階食堂	174人	藤井寺市青山3丁目613番地の8	1台	幅 150cm × 奥行 100cm 以内	
	大阪南消防組合 [b] 富田林消防署 3階食堂	74人	富田林市甲田1丁目7番1号	1台	幅 150cm × 奥行 100cm 以内	
	大阪南消防組合 [c] 河内長野消防署 3階食堂	62人	河内長野市小山田町1663番地の3	1台	幅 100cm × 奥行 90cm 以内	

【販売品目】

清涼飲料水: お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトル、紙パックなど密閉式の容器入り

食品: カップ麺、おむすび、サンドイッチ、菓子パン、菓子、栄養補助食品及びこれらに類するもの等

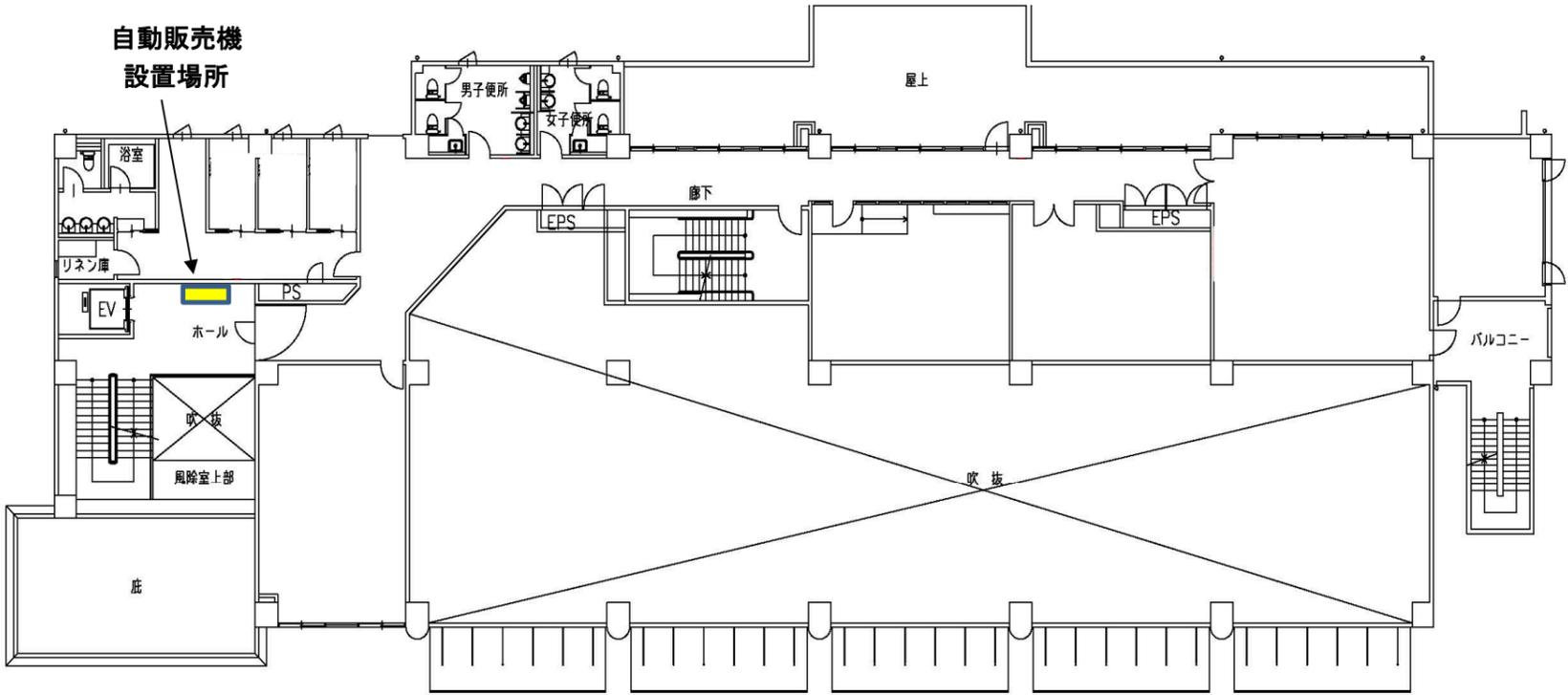
※ 酒類の販売は行わないこと。

※ 職員数は毎日勤務者、隔日勤務者(当務員及び非番員)の総数です。

物件番号 1

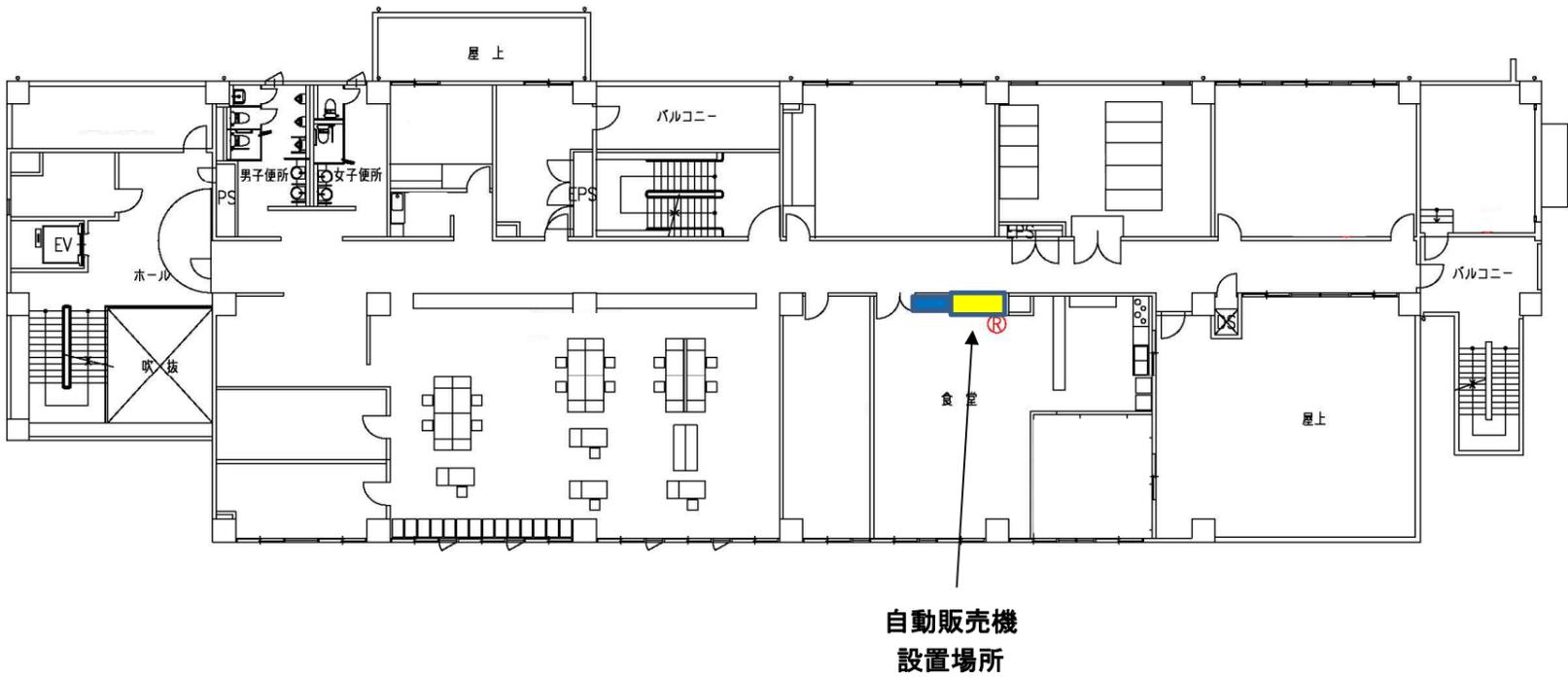
【N】河内長野消防署 2階ホール

サイズ:幅 150cm×奥行 100cm 以内



【O】河内長野消防署 3階食堂

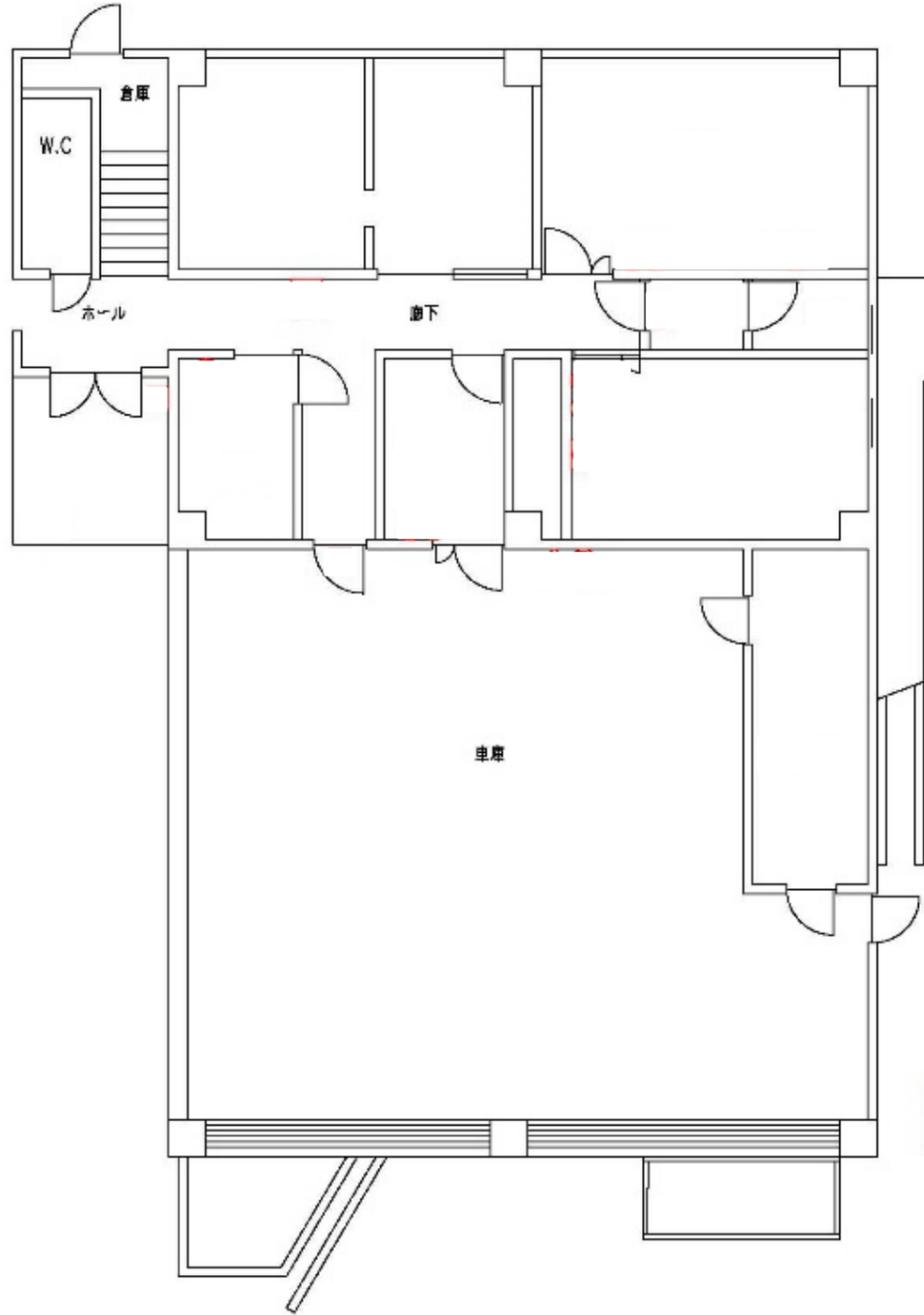
サイズ:幅 150cm×奥行 90cm 以内



【P】千代田出張所 庁舎前

サイズ:幅 150cm×奥行 100cm 以内

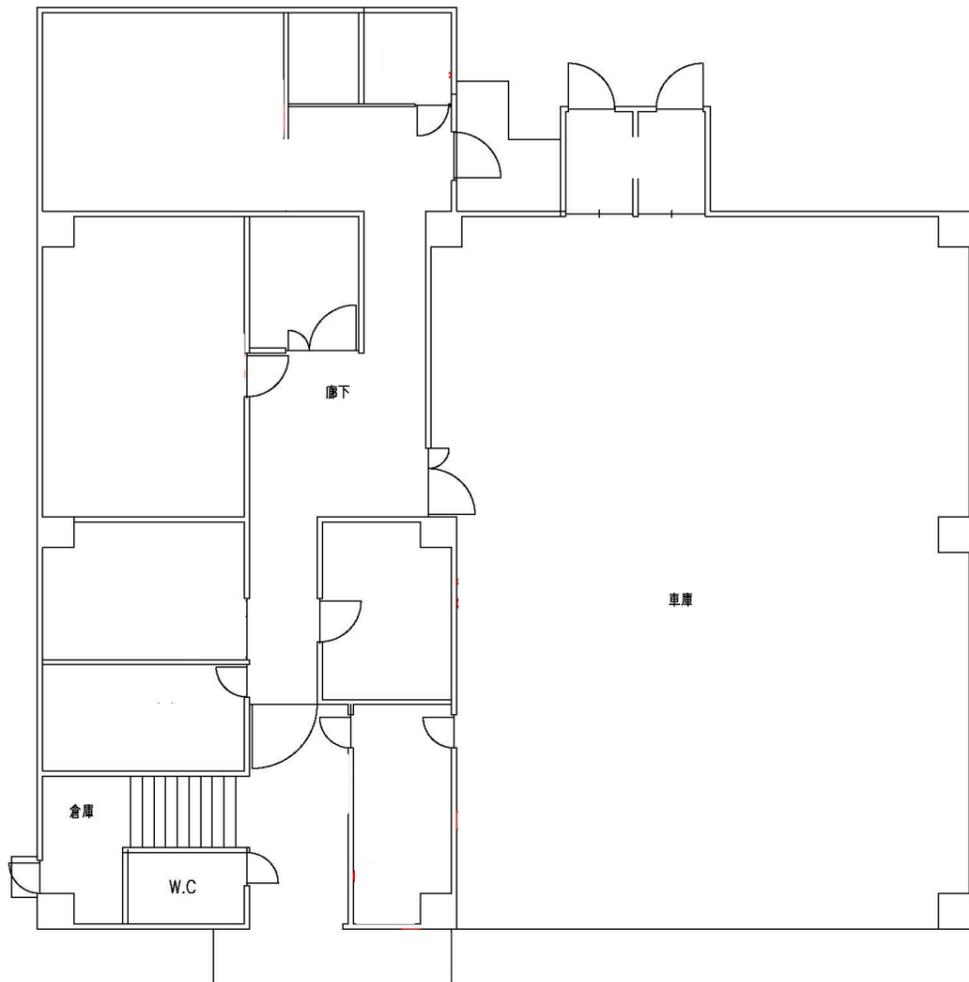

自動販売機
設置場所(屋外)



【Q】南花台出張所 庁舎裏

サイズ:幅 150cm×奥行 100cm 以内

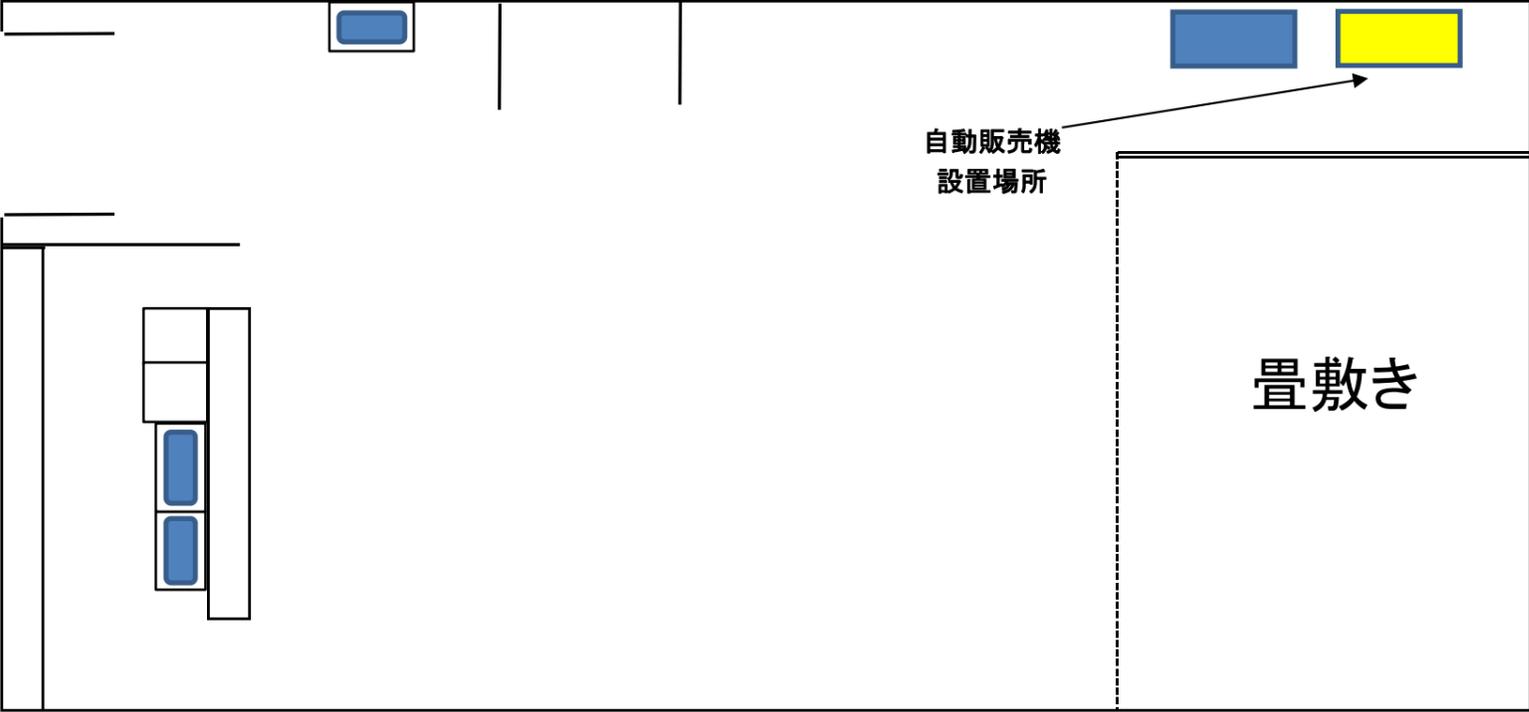

自動販売機
設置場所(屋外)



物件番号 2

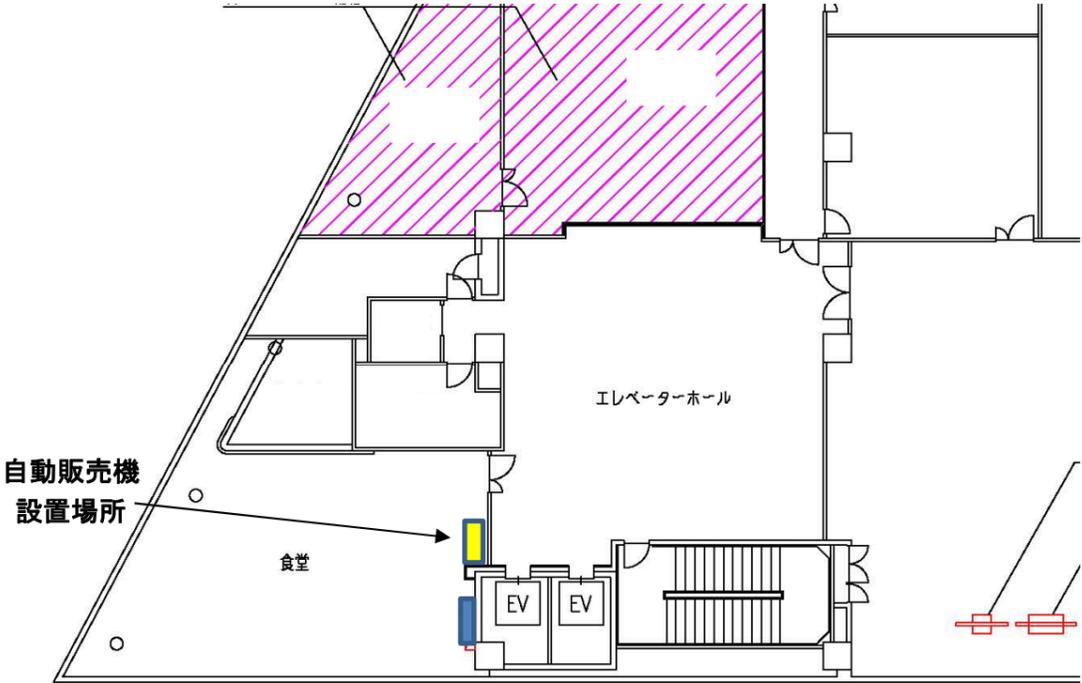
【a】 柏羽藤消防署 2階食堂北側

サイズ:幅 150cm×奥行 100cm以内



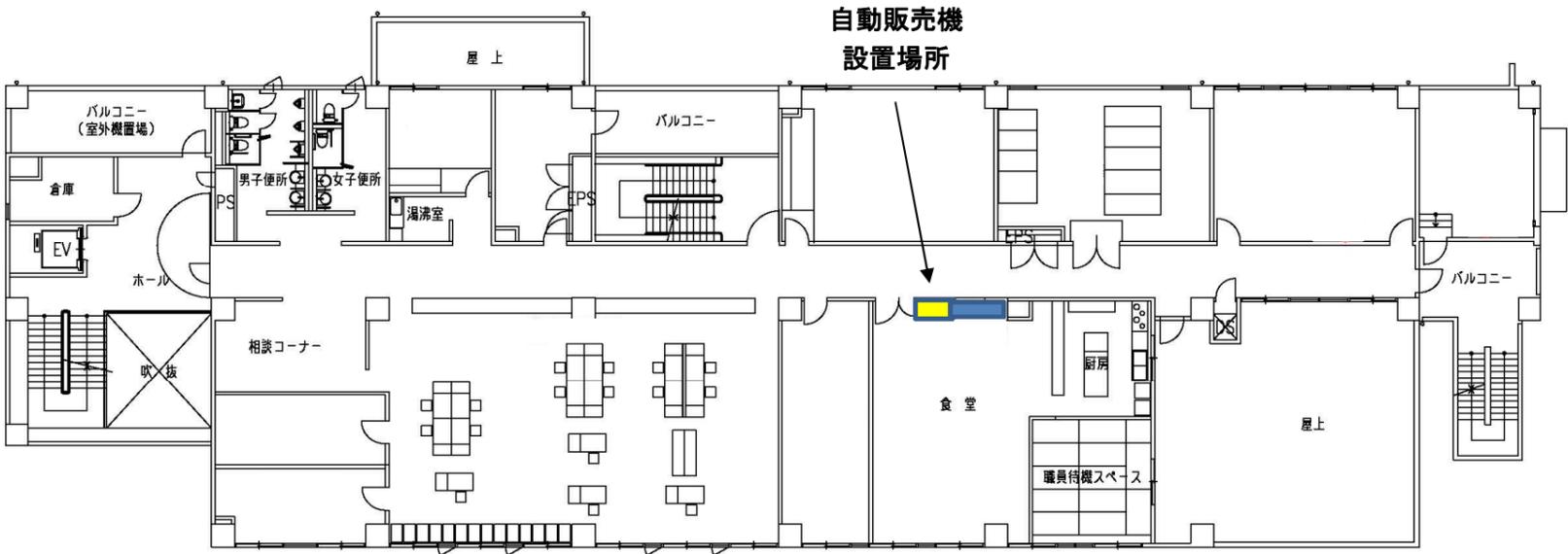
【b】 富田林消防署 3階食堂

サイズ:幅 150cm×奥行 100cm以内



【c】 河内長野消防署 3階食堂

サイズ:幅 100cm×奥行 90cm以内



○既設自動販売機の売上実績

別添2

・清涼飲料水

設置場所		[N] 河内長野消防署 2階ホール	[O] 河内長野消防署 3階食堂	[P] 千代田出張所 庁舎前	[Q] 南花台出張所 庁舎裏	
物件番号		1				
売上個数 (個)	R7	4月	112	786	75	85
		5月	78	791	77	85
		6月	64	802	52	94
		7月	73	1,079	55	106
		8月	92	910	65	134
		9月	78	1,120	88	118
		10月	59	820	103	135
		11月	62	733	71	96
		12月	51	964	49	103
		合計		669	8,005	635

・食品

設置場所		[a] 柏羽藤消防署 2階食堂	[b] 富田林消防署 3階食堂	[c] 河内長野消防署 3階食堂	
物件番号		2			
売上個数 (個)	R7	4月	197	-	-
		5月	122	-	-
		6月	122	-	-
		7月	120	-	-
		8月	80	-	-
		9月	146	-	-
		10月	95	-	-
		11月	125	-	-
		12月	120	-	-
		合計		1,127	0

※令和7年度は設置なし。令和8年度新規公募。

(参考)

大南消総第 号
令和8年4月1日

大阪南消防組合行政財産使用許可書

〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△ 様

大阪南消防組合
管理者 富宅 正浩

令和8年3月 日付けで申請のあった大阪南消防組合（以下「当消防組合」という。）の行政財産の使用については、当消防組合財務規則第88条の規定により、次の条件を付けて許可する。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

物件の表示	区分	所在地	面積
柏羽藤消防署 2階食堂	建物	藤井寺市青山3丁目613番地の8	m ²
富田林消防署 3階食堂	建物	富田林市甲田1丁目7番1号	m ²
河内長野消防署 3階食堂	建物	河内長野市小山田町1663番地の3	m ²

(用途)

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、許可物件を食品用自動販売機の設置及び販売の用途にのみ供するものとする。

2 使用者は、商品補充、商品搬入、商品回収、金銭管理その他自動販売機の維持管理に必要な作業を行うに当たっては、当消防組合の業務に支障を与えないようにしなければならない。

3 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 商品補充及び金銭管理その他自動販売機の維持管理は、設置事業者が行うこと。
- 自動販売機に収納する商品については、常に賞味期限に留意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- 自動販売機には、原則として1台につき1個の割合で回収ボックスを併設し、設置事業者の責任において、これを適切に回収し、及び処分すること。
- 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、転倒防止のための必要な措置を講ずること。

(電気配線管等の使用許可)

第3条 許可物件に設置する自動販売機に使用する電気配線管その他これに類する設備については、当該自動販売機の設置許可と併せて、その使用を許可するものとする。

(参考)

(使用許可期間)

第4条 使用を許可する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、当消防組合は、使用者の必要性及び使用状況を勘案し、支障がないと認めるときは、当初の許可条件等を変更しないことを前提として、当初の許可の日から5年を限度に、使用許可期間を更新することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これらの期間を超える使用許可期間を定めることができる。

4 使用者は、使用許可期間の満了後において、引き続き当該物件を使用しようとするときは、当該使用許可期間の満了日の3か月前までに、当消防組合に申請しなければならない。

5 使用者は、当該物件の使用を廃止しようとするときは、当消防組合に届け出て、その指示を受けなければならない。

(許可条件の変更)

第5条 前条第1項の規定により使用許可期間を更新する場合において、当消防組合が当該使用許可に係る許可条件を変更しようとするときは、あらかじめ書面により使用者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、総額〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

2 使用者は、前項に規定する使用料を、当消防組合が別途発行する納入通知書により、指定する期限までに納付しなければならない。

(維持保存)

第7条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、許可物件及び設置する機器その他これらに附属する物件を維持し、及び保存しなければならない。

(ごみ等の処理)

第8条 使用者は、当該使用に伴い発生したごみその他の廃棄物について、自己の責任において適正に処分しなければならない。

(工事等の承認)

第9条 使用者は、自動販売機に係る工事その他これに類する行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により当消防組合に届け出て、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第10条 使用者は、許可物件の維持及び保存のため通常必要とする経費のほか、次項に規定する電気料金を、当消防組合が指定する期日までに納入しなければならない。

2 電気料金は、電気子メーターの指示値により計測した使用量に、電気料金単価（令和8年4月から令和9年2月分における平均単価。消費税を含む。）を乗じて算定した額とする。

3 前項の規定によるほか、当該使用に伴いその他の経費が発生する場合には、使用者は、当該経費を負担するものとする。

(管理責任)

第11条 許可物件の維持管理は、使用者の責任においてこれを行うものとする。

2 使用者は、使用期間中に発生した事故その他これに類する事由について、当消防組合に損害又は迷惑を及ぼすことなく、自己の責任において処理しなければならない。

(参考)

(使用上の制限)

第12条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持し、及び保有しなければならない。

2 使用者は、許可物件を第2条に規定する用途以外の用途に供してはならない。

3 使用者は、許可物件について、修繕、模様替えその他原形を変更する行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当消防組合の承認を受けなければならない。

4 使用者は、許可物件に係る権利を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(使用許可の取消又は変更)

第13条 当消防組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 当消防組合が、許可物件を公用又は公共用に供するため必要があると認めるとき。

(2) 使用者が、この使用許可書の各条項又は大阪南消防組合自動販売機設置事業者募集要項に定める応募資格要件若しくは公募条件に違反したとき。

(3) 不正の手段により、この使用許可を受けたとき。

2 当消防組合は、前項の規定による使用許可の取消し又は変更により、使用者に損失が生じた場合においても、これを補償しない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用許可期間が満了したとき、又は前条の規定により使用許可の全部若しくは一部が取り消され、又は変更されたときは、当消防組合が指定する期日までに、許可物件の全部又は一部を、当消防組合の指示に従い原状に回復し、これを返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、許可物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損によって生じた損害額に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。ただし、当該許可物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、使用者が許可物件の使用に当たり、当消防組合又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 使用者は、許可物件について支出した有益費並びに修繕費その他の必要費及びこれらに類する一切の費用について、当消防組合に対し、その償還又は補償を請求しないものとする。

(実地調査等)

第17条 当消防組合は、許可物件について、随時、実地調査を行い、その使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

(その他の事項)

第18条 この使用許可に関して疑義が生じたとき、又は許可物件の使用に関して疑義が生じたときは、当消防組合及び使用者は、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上

(参考)

大南消総第 号
令和8年4月1日

大阪南消防組合行政財産使用許可書

〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△ 様

大阪南消防組合
管理者 富宅 正浩

令和8年3月 日付けで申請のあった大阪南消防組合（以下「当消防組合」という。）の行政財産の使用については、当消防組合財務規則第88条の規定により、次の条件を付けて許可する。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

物件の表示	区分	所在地	面積
河内長野消防署 2階ホール	建物	河内長野市小山田町 1663 番地の 3	m ²
河内長野消防署 3階食堂	建物	河内長野市小山田町 1663 番地の 3	m ²
千代田出張所 庁舎前	土地	河内長野市木戸 1 丁目 23 番 5 号	m ²
南花台出張所 庁舎裏	土地	河内長野市南花台 8 丁目 4 番 3 号	m ²

(用途)

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、許可物件を飲料水自動販売機の設置及び販売の用途にのみ供するものとする。

2 使用者は、商品補充、商品搬入、商品回収、金銭管理その他自動販売機の維持管理に必要な作業を行うに当たっては、当消防組合の業務に支障を与えないようにしなければならない。

3 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 商品補充及び金銭管理その他自動販売機の維持管理は、設置事業者が行うこと。
- 自動販売機に収納する商品については、常に賞味期限に留意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- 自動販売機には、原則として1台につき1個の割合で回収ボックスを併設し、設置事業者の責任において、これを適切に回収し、及び処分すること。
- 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、転倒防止のための必要な措置を講ずること。

(電気配線管等の使用許可)

第3条 許可物件に設置する自動販売機に使用する電気配線管その他これに類する設備については、当該自動販売機の設置許可と併せて、その使用を許可するものとする。

(参考)

(使用許可期間)

第4条 使用を許可する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、当消防組合は、使用者の必要性及び使用状況を勘案し、支障がないと認めるときは、当初の許可条件等を変更しないことを前提として、当初の許可の日から5年を限度に、使用許可期間を更新することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これらの期間を超える使用許可期間を定めることができる。

4 使用者は、使用許可期間の満了後において、引き続き当該物件を使用しようとするときは、当該使用許可期間の満了日の3か月前までに、当消防組合に申請しなければならない。

5 使用者は、当該物件の使用を廃止しようとするときは、当消防組合に届け出て、その指示を受けなければならない。

(許可条件の変更)

第5条 前条第1項の規定により使用許可期間を更新する場合において、当消防組合が当該使用許可に係る許可条件を変更しようとするときは、あらかじめ書面により使用者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、総額〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

2 使用者は、前項に規定する使用料を、当消防組合が別途発行する納入通知書により、指定する期限までに納付しなければならない。

(維持保存)

第7条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、許可物件及び設置する機器その他これらに附属する物件を維持し、及び保存しなければならない。

(ごみ等の処理)

第8条 使用者は、当該使用に伴い発生したごみその他の廃棄物について、自己の責任において適正に処分しなければならない。

(工事等の承認)

第9条 使用者は、自動販売機に係る工事その他これに類する行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により当消防組合に届け出て、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第10条 使用者は、許可物件の維持及び保存のため通常必要とする経費のほか、次項に規定する電気料金を、当消防組合が指定する期日までに納入しなければならない。

2 電気料金は、電気子メーターの指示値により計測した使用量に、電気料金単価（令和8年4月から令和9年2月分における平均単価。消費税を含む。）を乗じて算定した額とする。

3 前項の規定によるほか、当該使用に伴いその他の経費が発生する場合には、使用者は、当該経費を負担するものとする。

(管理責任)

第11条 許可物件の維持管理は、使用者の責任においてこれを行うものとする。

2 使用者は、使用期間中に発生した事故その他これに類する事由について、当消防組合に損害又は迷惑を及ぼすことなく、自己の責任において処理しなければならない。

(参考)

(使用上の制限)

第12条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持し、及び保有しなければならない。

2 使用者は、許可物件を第2条に規定する用途以外の用途に供してはならない。

3 使用者は、許可物件について、修繕、模様替えその他原形を変更する行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当消防組合の承認を受けなければならない。

4 使用者は、許可物件に係る権利を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(使用許可の取消又は変更)

第13条 当消防組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 当消防組合が、許可物件を公用又は公共用に供するため必要があると認めるとき。

(2) 使用者が、この使用許可書の各条項又は大阪南消防組合自動販売機設置事業者募集要項に定める応募資格要件若しくは公募条件に違反したとき。

(3) 不正の手段により、この使用許可を受けたとき。

2 当消防組合は、前項の規定による使用許可の取消し又は変更により、使用者に損失が生じた場合においても、これを補償しない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用許可期間が満了したとき、又は前条の規定により使用許可の全部若しくは一部が取り消され、又は変更されたときは、当消防組合が指定する期日までに、許可物件の全部又は一部を、当消防組合の指示に従い原状に回復し、これを返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、許可物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損によって生じた損害額に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。ただし、当該許可物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、使用者が許可物件の使用に当たり、当消防組合又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 使用者は、許可物件について支出した有益費並びに修繕費その他の必要費及びこれらに類する一切の費用について、当消防組合に対し、その償還又は補償を請求しないものとする。

(実地調査等)

第17条 当消防組合は、許可物件について、随時、実地調査を行い、その使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

(その他の事項)

第18条 この使用許可に関して疑義が生じたとき、又は許可物件の使用に関して疑義が生じたときは、当消防組合及び使用者は、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上